

熊本県看護協会国民保護業務計画

平成19年3月

目 次

第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 基本方針
- 第3節 計画の見直し

第2章 平素からの備え

- 第1節 体制の整備
- 第2節 関係機関との連携体制の整備
- 第3節 警報等の伝達体制の整備
- 第4節 医療救護活動の実施に関する備え
- 第5節 訓練の実施

第3章 武力攻撃事態等への対処

- 第1節 県の国民保護対策本部設置に伴う対応
- 第2節 体制の確立
- 第3節 国民保護措置に従事する者の安全の確保
- 第4節 関係機関との連携
- 第5節 警報等の伝達
- 第6節 医療救護活動の実施
- 第7節 安否情報の収集への協力

第4章 復旧等

第5章 緊急処理事態への対処

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定並びに同法に基づく「熊本県の国民の保護に関する計画」（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、当協会の業務に関し実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）について定める。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）」及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置等の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

国民保護措置等の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」に基づき、次の点に留意する。

1 国民に対する情報提供

放送、新聞、ホームページ等の広報手段を活用して、国民に対し国民保護措置等に関する正確な情報を適時提供するよう努める。

2 関係機関との連携の確保

国民保護措置等に関し、県、市町村、医師会等の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

3 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施方法等については、県、市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して当協会が自主的に判断する。

4 国民保護措置等に従事する者の安全の確保

国民保護措置等の実施に当たっては、県、市町村等の協力を得つつ、当協会員等のほか、当協会の実施する国民保護措置等に従事する者の安全の

確保に配慮する。

5 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- ① 国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
- ② 国民保護措置等の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

6 県対策本部長による総合調整

- ① 熊本県国民保護対策本部長及び熊本県緊急対処事態対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。
- ② 知事から医療救護活動等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第3節 計画の見直し

- 1 この計画に対し適時検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更し、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。
- 2 この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。
- 3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係省庁、県、市町村その他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求める。

第2章 平素からの備え

第1節 体制の整備

1 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

- ① 武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集・集約できるよう県、市町村等の関係機関の連携を密にするほか、当協会員等との連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

- ② 夜間、休日、通勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても協会内の連絡を確実に行えるよう情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の整備

- ① 武力攻撃事態等において迅速かつ確実な情報収集及び連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- ② 平素から国民保護措置に必要な通信施設の点検を定期的実施する。

2 緊急参集体制等の整備

- ① 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を早急に確立するため、関係職員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知する。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の参集が困難な場合等も考慮しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など職員のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定める。

- ② 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認する。

3 赤十字標章等の適切な管理

あらかじめ知事より赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対し使用の許可の申請を行い、適切に管理する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

平素から関係省庁、県、市町村、医師会等の関係機関との間において国民保護措置の実施に係る連携体制の整備に努める。

第3節 警報等の伝達体制の整備

知事から警報、避難措置の指示、避難の指示、緊急通報等の通知を受けた

場合において、協会内における連絡方法及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

第4節 医療救護活動の実施に関する備え

県及び市町村が、避難住民等の救援を行うに当たっての医療救護活動の実施についての体制を整備する場合、緊急時の連絡先、看護師等の派遣可能人員及び医療救護班の編成・医療救護所の設置に係る体制等に関する情報の提供など必要な協力を行うよう努める。

第5節 訓練の実施

- 1 平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう協会内における訓練の実施に努めるとともに、県又は市町村が実施する国民保護訓練へ参加するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努める。
- 2 国民保護措置についての訓練を実施する場合、災害対策基本法第48条第1項に規定される防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県の国民保護対策本部設置に伴う対応

- 1 県に国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、県対策本部が総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
- 2 県から県対策本部の設置について通知を受けたときは、警報の通知に準じて、当協会員等に迅速にその旨を周知する。

第2節 体制の確立

- 1 国民保護対策本部の設置等
 - (1) 県から県対策本部設置の通知があった場合には、必要に応じて、熊本県看護協会国民保護対策本部（以下「協会対策本部」という。）を設置する。
 - (2) 協会対策本部は、協会内における国民保護措置等に関する調整、情報

の収集・集約、連絡及び協会内での情報共有、広報その他必要な総括業務を実施する。

- (3) 協会対策本部を設置した場合は、県対策本部に連絡する。
- (4) この計画に定めるもののほか、協会対策本部の組織及び運営に関する事項については別に定める。

2 支部国民保護対策本部の設置

- (1) 支部は、協会対策本部が設置された場合には、その支部が管轄する区域内における市町村の国民保護対策本部の設置状況等を勘案しつつ、必要に応じ、協会対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置する。
- (2) 支部対策本部を設置したときは、その旨を協会対策本部及び支部が管轄する区域に所在する市町村に連絡する。

3 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ関係職員の緊急参集を行う。

4 情報連絡体制の確保

(1) 情報収集

協会対策本部は、県対策本部から武力攻撃事態等の状況や国民保護措置の実施に当たり必要となる安全の確保に関する情報等について収集を行うとともに、協会内において当該情報の共有を図る。

(2) 通信体制の確保

- ① 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
- ② 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、速やかに応急復旧のため必要な措置を講ずるとともに、直ちに、県等に支障の状況を連絡する。

第3節 国民保護措置に従事する者の安全の確保

- 1 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は市町村等から武力攻撃の状況その他必要な安全の確保に関する情報の提供を受け

るほか、緊急時の連絡体制及び応援体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、当協会等のほか、当協会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 2 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第157条第1項に基づく赤十字標章及び身分証明書を使用する場合には、知事の許可に基づき適切に使用する。

第4節 関係機関との連携

国、県対策本部、市町村対策本部、医師会等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

第5節 警報等の伝達

知事から警報、避難措置の指示、避難の指示、緊急通報等の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、当協会等に対して迅速かつ確実な連絡を行う。

第6節 医療救護活動の実施

- 1 知事又は市町村長より医療救護活動の求めがあった場合には、派遣する看護師等の不足、資機材の故障等により当該医療救護活動を実施できないなど正当な理由がない限り、これらの医療救護活動を的確かつ迅速に行う。
- 2 医療救護活動の実施に当たっては、県及び市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該医療救護活動に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。

第7節 安否情報の収集への協力

- 1 安否情報の収集への協力

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

- 2 安否情報の提供

知事等が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者の現に所在する知事又は市町村長に安否情報を提供するものとし、当該者の住所が判明している場合には併せて当該住所の属する知事又は市町村長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

第4章 復旧等

- 1 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
- 2 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県又は市町村等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。
- 3 協会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告する。

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処保護措置の実施など緊急対処事態への対処については、この計画の第2章から第4章までの定めに従って行う。

